

安全法令ダイジェスト 改訂第 7 版

テキスト版 2019 年 4 月 15 日 2 刷 訂正箇所
※第 3 刷より反映させていただきます。

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 5 6 タイトル下

【訂正前】平成 12 年 2 月 24 日付 基発第 96 号の 2

【訂正後】平成 12 年 2 月 24 日付 基発第 96 号

P 6 5 下方四角枠の上

【訂正前】※安全係数 4 以上は一定の要件を満たすもの〈安衛則 164 条 6 項イ〉

【訂正後】※安全係数 4 以上は一定の要件を満たすもの〈安衛則 164 条 3 項 6 号イ〉

P 1 0 3 足場イラスト最上段

【追加】さんと幅木を描き加える

P 1 4 8 立入禁止等

【訂正前】・火災又は爆発の～

【訂正後】・火災又は爆発の～

P 1 4 8 消火設備

【訂正前】・危険物、引火性の油類等爆発又は火災の原因となる～

【訂正後】・危険物、引火性の油類等爆発又は火災の原因となる～

P 1 8 4 石綿則〈10 条〉の見出し

【訂正前】石綿暴ろのおそれがある業務に係る措置

【訂正後】石綿ばく露のおそれがある業務に係る措置

P 1 8 4 石綿則〈10 条〉の本文

【訂正前】・吹付け石綿、保温剤、耐火被覆材等が損傷、劣化し、石綿暴ろの～

【訂正後】・吹付け石綿、保温剤、耐火被覆材等が損傷、劣化し、石綿ばく露の～

P 2 0 5 墜落制止用器具の使用義務枠内 5 行目

【訂正前】〈安衛則 537 条の 7〉

【訂正後】〈安衛則 539 条の 7〉

P 2 0 5 墜落制止用器具の使用義務枠内 6 行目

【訂正前】・仮設通路の手すり～

【訂正後】・架設通路の手すり～

P 2 0 5 年表のタイトル

【訂正前】●墜落製制止用器具は構造規格に合致するものを使用

【訂正後】●墜落制止用器具は構造規格に合致するものを使用

P 2 2 0 解釈例規 3

【訂正前】木造部材とは

【訂正後】構造部材とは

P 2 3 6 車両系荷役運搬機械 最上段の準拠条項

【訂正前】安衛令 20 条 13 号（改行）安衛則 41 条

【訂正後】安衛令 20 条 11 号、13 号（改行）安衛則 41 条